

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社
1. 項目	代表者、経理責任者の電子署名による自署押印の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子申告にあたっては、代表者・経理責任者の電子署名による証明が必要となるが、電子署名の取得は通常1~2週間を要し、代表者等の交替時には、申告期限に間に合わず紙申告となるケースが発生している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	法人税法第151条第1項、第2項 地方税法72条の35第1項、第2項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子申告利用率向上（ICT利活用向上）の観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者については、現在事項全部証明書の登記情報を参照する等の代替措置による事務処理の簡便化をお願いしたい。 ・電子署名の取得に要する日数の大幅短縮等の利便性の向上に係る措置をお願いしたい。